

参考

沖縄県希少野生動植物保護条例の関係条項及び沖縄県希少野生動植物保護基本方針の関係項目

○沖縄県希少野生動植物保護条例

・第7条

知事は、希少野生動植物の保護のための基本方針（以下「希少野生動植物保護基本方針」という。）を定めるものとする。

2 希少野生動植物保護基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 希少野生動植物の保護に関する基本構想

(2) 指定希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項

(3) 指定希少野生動植物種に係る提案の募集に関する基本的な事項

（以下省略）

・第8条

知事は、希少野生動植物の種（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種及び同法第5条第1項に規定する緊急指定種を除く。）のうち特にその個体の保護の必要があると認めるものを、指定希少野生動植物種として指定することができる。

○沖縄県希少野生動植物保護基本方針

第2 指定希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項

希少野生動植物の種のうち特にその個体の保護の必要があると認めるものを適切に指定希少野生動植物種に選定する必要がある。

指定希少野生動植物種の選定に当たっては、次の各事項に照らして行う。

1 選定の要件

指定希少野生動植物種については、本県における生息・生育状況が人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種（亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）で、社会的な影響や施策効果も考慮して、次のいずれかに該当するものを選定する。

(1) その存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつつあり、その存続に支障を来す事情がある種

(2) 県内の分布域の相当部分で生息地等が消滅しつつあり、その存続に支障を来す事情がある種

(3) 生息地等の生息・生育環境の悪化により、その存続に支障を来す事情がある種

(4) 生息地等における過度の捕獲又は採取により、その存続に支障を来す事情がある種

2 選定の留意事項

指定希少野生動植物種の選定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 外来種は選定しないこと。
- (2) 従来から本県にごくまれにしか渡来又は回遊しない種は、選定しないこと。
- (3) 個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有する種を選定すること。
- (4) わが国における主要な生息地等が県内に存在し、本県におけるその種の絶滅又は衰退がわが国におけるその種の絶滅又は衰退となる種等、本県の自然環境の特性を象徴するような種を優先的に選定するようにすること。
- (5) 本県の地理的事情や社会的事情に鑑み、非飛翔性陸上生物等であって、特に島嶼において地域絶滅又は地域で衰退している傾向のある種を選定するようにすること。
- (6) 他法令により個体の保護がなされている種は、沖縄県希少野生動植物保護条例（令和元年沖縄県条例第46号。以下「条例」という。）により保護対策が効果的に実施できるものを選定するようにすること。

3 指定希少野生動植物種の指定の解除

指定希少野生動植物種に指定された種について、個体数の回復等により、1に掲げる事項に該当しなくなったと認められるものは、指定希少野生動植物種の指定を解除する。

その指定解除についての検討は、絶滅のおそれなくなった状態が一定期間継続している種について行い、解除による当該種への影響、特に解除による個体数減少の可能性について十分な検証に努める。また、解除後は、生物学的知見に基づき再び絶滅のおそれが生じたと判断される場合には、指定希少野生動植物種に選定することを検討する。

4 指定希少野生動植物種の選定に係る学識経験者の知見の活用

指定希少野生動植物種の選定に当たっては、その種の生態的特性などに関し専門の学識経験を有する者の意見を聴く。

なお、これら学識経験者から、指定希少野生動植物種の選定に当たって当該種に関する個体数回復の目標や必要な保護施策についての意見があった場合には、当該意見を踏まえた対応について、種の選定と併せて検討する。

第3 指定希少野生動植物種に係る提案の募集に関する基本的な事項

1 募集する提案の内容

希少野生動植物の保護を多様な主体と連携しつつ推進する観点から、指定希少野生動植物種に係る提案を広く募集する。

なお、次の事項について記載された提案について、指定希少野生動植物種の選定又は解除に係る検討対象として受け付ける。

- (1) 指定希少野生動植物種として新たに選定すべき種又は指定希少野生動植物種から解除すべき種の和名及び学名
- (2) 当該種に関する基礎情報及び現在の生息・生育状況
- (3) 当該種を選定又は解除すべきとする理由及びその根拠
- (4) 当該種に係る保護のための取組の現状と予定
- (5) 新たに選定すべき種について、選定後に効果的と考えられる保護施策

2 提案の取扱い

受け付けた提案については、適切な情報管理の下、当該種の減少要因や、種の保存のための規制及び施策を実施することの効果などについて、当該種の生態的特性などについて専門の学識経験を有する者の意見を聴き、当該種を選定又は解除をすべきかを検討する。また、対象種の存続に支障を来す場合等を除き、可能な範囲で検討経緯等を公表する。